

## 鹿追町国民健康保険病院町民懇談会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 鹿追町国民健康保険病院（以下「病院」という。）の経営改善及び患者サービスの向上により安心して医療を受けることができるよう、地域医療を持続可能な形で維持し、地域住民の健康を守るため、鹿追町国民健康保険病院町民懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、前条の目的達成のため、必要に応じ、病院運営等に関し意見を述べるとともに、経営改善等に関する事項について検討し、必要に応じ提言を行う。

### (組織)

第3条 懇談会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

- 2 懇談会は、別表に掲げる委員をもって組織し、町長が委嘱する。
- 3 懇談会には、病院運営状況等の説明員として病院長、事務長、総看護師長、保健福祉課長が出席する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 懇談会は、定例会を年2回催するものとする。ただし、会長は委員等から請求があった場合は、随時、懇談会を招集することができる。
- 3 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、総務課総務係に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

	区分	団体名等
1	福祉及び保健の関係機関又は関係団体の代表者	特別養護老人ホームしゃくなげ荘
2		介護老人保健施設もみじの里
3		鹿追町社会福祉協議会
4		訪問看護ステーションかしわのもり
5		鹿追町老人クラブ連合会
6		鹿追町PTA連合会
7		こども園しかおい保護者の会
8	町民を代表する者	本町に住所を有する者（一般公募）
9		本町に住所を有する者（一般公募）
10	その他	その他町長が必要と認める者